

# 後退用地等寄附の流れ

申請者

西尾市

## ① 狭あい道路に関する協議（建築課）

狭あい道路後退事前協議書

後退用地等の管理方法・形態等  
についての協議



審査（概ね1週間程度）

狭あい道路後退協議済書

協議が完了したことの通知

対象：狭あい道路に接する敷地で建築物の建築（宅地分譲を含む）・大規模修繕・大規模模様替え、工作物等の築造、自己管理地の寄附を行う場合

対象外：過去に協議を終えている敷地、公的団体が行う事業、土地区画整理事業、土地改良事業等

## ② 測量・境界の確定（土木課）

個人が居住する住宅

を建築する場合

（個人住宅で対象外）

建売住宅・別荘等、建築行為を伴わない場合、他法令で分筆が必要な場合

その他の場合

（店舗・事務所・集合住宅等）

後退用地等境界測量実施申請書

測量、境界確定の依頼



測量・境界の確定（概ね1～3か月程度）

寄附申出書等の案内

寄附申請者が測量・境界確定・分筆を行います。

## ③ 後退用地等の寄附（土木課）

注意：道路と後退用地等に高低差がある場合や抵当権等の解除が困難な場合等は、寄附できません。

後退用地等寄附申出書

寄附の申出



分筆・所有権移転登記  
（概ね2か月程度）



所有権移転登記  
（概ね1か月程度）

後退用地等寄附受納通知書

寄附採納完了の通知



後退用地等の整備（舗装）

後日、道路として整備



※ 道路側溝の整備は行いません。

必要な場合は、承認工事申請の上、工事をしてください。（費用は個人負担です。）

# 確認事項

## 寄附要件・費用負担について

- ・後退用地等の寄附については、道路法第8条第1項の規定により認定した道路又は市が所有している土地のうち建築基準法第42条第2項に該当する路線であり、事前協議の対象となった区域とします。
- ・狭あい道路と後退用地に高低差がある場合は、後退用地を狭あい道路と同じ高さに整地してください。整地がされていない場合又はできない場合は寄附を受け付けません。
- ・寄附される敷地に設定された抵当権、地役権等の個人の権利については、申請者において寄附申出書提出前に抹消又は一部抹消の手続きをしてください。抹消できない場合は寄附を受け付けません。
- ・個人住宅の新築、建替え等の建築行為を伴う場合に限り、測量費用、分筆登記費用を負担します。  
建築行為を伴わない敷地等（注1参照）の測量費等は個人負担となります。
- ・後退用地内にある建物、工作物等の個人の権利物（注2参照）は事前に撤去してください。  
また、後退用地内の電柱は申請者において民地内へ移設してください。  
汚水枳及び量水器の移設は市が行います。
- ・下水道の受益者負担金が賦課されている場合は事前に支払い手続きをしてください。
- ・寄附される土地が土地改良区受益地内の場合、水利決済金を市から土地改良区に支払います。  
支払いには別途申請書が必要となりますので事前に土地改良区で確認し、書類を作成してください。
- ・所有権移転登記が行えない場合は、境界測量、分筆及び登記に要する費用は自己負担となります。

### 注1 （測量費等が個人負担となる場合）

- ・建築行為を伴わない敷地
- ・他法令で分筆が必要な敷地（農地転用分家住宅など）
- ・開発行為を伴わない建売住宅、別荘、店舗、事業所、集合住宅等、業として行う場合の建物の建設がある敷地

### 注2 （事前撤去が必要な個人の権利物）

建物、擁壁、生け垣、土間コンクリート、個人の排水管及び側溝、埋設されている基礎、間知石、樹木の根、電柱 等



## 整備について

- ・後退用地等の工事については原則、舗装整備のみとなります。  
整備が可能になった時点で下記連絡先まで連絡をお願いします。  
住宅建築の都合上、道路側溝等の道路施設の利用形態を変更したい場合は承認工事申請を提出の上、工事をしてください。費用は個人負担となります。
- ※早急に整備ができるように順次工事を発注していきますが、年間多くの寄附をいただいているため、整備まで時間がかかりますので予めご了承ください。（1年半～2年程度）

【 連絡先 】 西尾市役所 土木課 管理担当 ☎0563-65-2139